

# 小松市談合情報対応マニュアル

## 第1 一般原則

### 1 情報の確認、報告書の作成

管財課長は入札に付そうとし、または入札に付した工事等について、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合には、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、別記様式1を参考に報告書にまとめ、速やかに小松市契約審査委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。なお、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするように要請するものとする。

### 2 委員会の審議

委員会は、1により談合情報の報告を受けた場合には、当該情報の信憑性及び調査に値する情報（以下「調査情報」という。）として第2の手続によることが適切であるか否かについて審議し、また、第2の手続の各段階において必要となる判断をするものとする。

（調査情報とするもの）

談合情報が次の場合、原則として事情聴取等必要な調査を行うものとする。

ただし、同一入札について、内容を異にする数件の談合情報があった場合は、原則として談合情報として取り扱わないものとする。

ア) 情報提供者の氏名、連絡先及び対象工事名、落札予定業者名（共同企業体の場合は、当該共同企業体又は代表構成員名）が明らかであるもの。

イ) 情報提供者が匿名であっても、通報者の氏名、連絡先及び対象工事名、落札予定業者（共同企業体の場合は、当該共同企業体名又は代表構成員名）が明らかであり、更に次に示す情報のうちいずれかが含まれているものとする。

①談合がなされたことを示す具体的な物証（談合メモ、録音又は録画テープ、ファックス送信表等）

②談合に関与した業者名

③落札予定金額（率）（最低制限価格又は調査基準価格を超えるものに限る。）

④談合が行われた日時、場所及び具体的な談合の方法

⑤その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報

### 3 談合の事実の有無の認定

談合情報と落札予定者が一致している場合で、①から④のいずれかに該当する場合は、原則として当該入札を取り止め又は無効とする。

①談合の事実があったと認められた場合

②入札前に提供された談合情報の落札予定金額（率）が入札結果と一致している場合

③一般競争入札に係る談合情報にあっては、すべての入札参加者（（特定建設工事共同企業体）にあってはその組合せ）が入札結果と一致している場合

④その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合

### 4 入札を取り止め又は無効とした場合の対応

委員会が談合情報のあった入札を取り止め又は無効と判断し新たに入札を執行する場合は、原則として指名替え（一般競争入札の場合にあっては、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告）を行う。

## 5 公正取引委員会及び警察への通報

委員会が当該談合情報が調査情報として第2の手続によることが適切であると判断し,かつ,調査により談合の事実があったと認められる場合,又は談合の疑いがあると判断した場合には,管財課長は,当該情報の概要を公正取引委員会及び警察(以下「公正取引委員会等」)へ通報するものとする。

## 6 報道機関との対応

談合情報を把握した以降において,報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には,一次的には管財課長が対応するものとする。

また,談合情報については,報道機関等から求められた場合に限り,公正取引委員会等へ通報している場合は,その旨を明らかにするものとする。

## 第2 具体的な対応

談合情報があった場合は,原則として次に従い対応するものとする。

### 1 入札前に談合情報を把握した場合(談合情報対応フロー図1)

#### 1) 電子入札による場合

##### ①委員会への報告及び審議

管財課長は,談合情報があった場合には,情報の確認に努め,報告書を作成して速やかに委員会に報告するものとする。委員会は,報告された談合情報の信憑性について審議し,調査情報か,それ以外の情報かについて判断するものとする。

ただし,急を要する場合は,委員長の判断により決定し,決定した事項は事後に委員会委員の承認を得るものとする。

##### ②事情聴取

管財課長は,委員会が談合情報を調査情報と判断した場合は,入札に参加しようとする者又は参加した者(以下「入札参加者」という。)に対して事情聴取を行うものとする。

事情聴取は、入札執行の延期が必要ならば、発注の遅れによる影響等を考慮し入札開始日時又は開札日時・入札書提出締切日時を延期したうえで行う。聴取結果については、事情聴取書を作成し、委員会に報告するものとする。

ただし、やむを得ない理由により、開札の延期を行わないと関係者の事情聴取が行えないときで、開札を延期することが工事竣工時期の遅延等につながり、市民サービスに支障をきたす恐れがある場合には、1-1)の規定を準用するものとする。

##### ③委員会の審議

委員会は、報告された事情聴取等の結果について審議し、談合の事実があったと認められる証拠を得たか談合の事実があったと認められないかについて判断するものとする。

##### ④談合の事実があったと認められる証拠を得たと判断された場合の対応

管財課長は、委員会の審議の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たと判断された場合には小松市入札心得第5条第1項を適用し、入札執行を取り止めるものとする。

また、その旨を公正取引委員会等へ通報するものとする。

##### ⑤談合の事実があったと認められる証拠が得られないと判断された場合の対応

管財課長は、委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められないと判断された場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかになった場合には入札を無効とする旨の注意を喚起したうえで入札を行う

ものとする。

- ア) 開札日までに入札参加者全員の誓約書の提出がない場合には、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。
- イ) 管財課長は、開札を実施し、開札の結果、情報と異なった結果となった場合には、落札決定し、契約を締結する。
- ウ) 管財課長は、開札の結果、情報どおりの結果となった場合には落札決定を保留するとともに見積内訳書の提出を求めることがない工事等については、全ての入札参加者に対し、見積内訳書の提出を要請し、入念に審査する。
- エ) 見積内訳書の審査において、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、1-1) ⑤の手続により対応するものとする。

1-1) 電子入札による場合でやむを得ない理由により開札前に情報の取り扱いが決定されない場合

- ①委員会への報告及び審議
- ②委員会の判断にかかわらず開札を執行する。
- ③事情聴取
  - ア) 管財課長は、開札を実施し、開札の結果、情報と異なった結果となった場合には、落札決定し、契約を締結する。
  - イ) 情報どおりの結果となった場合には落札決定を保留するとともに見積内訳書の提出を求めることがない工事等については、全ての入札参加者に対し、見積内訳書の提出を要請するものとする。
  - ウ) 落札決定を保留した場合、管財課長は、入札参加者全員に対し速やかに事情聴取を行うとともに見積内訳書の審査を実施する。

事情聴取結果及び見積内訳書審査結果等については、委員会に報告するものとする。

- ④委員会の審議
- ⑤談合の事実があったと認められる証拠を得たと判断された場合の対応
  - 管財課長は、委員会の審議の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たと判断された場合には、小松市入札心得第7条第6号の規定により、入札が無効であったことを入札参加者全員に通知し、その旨を公正取引委員会等へ通報するものとする。
- ⑥談合の事実があったと認められる証拠が得られないと判断された場合の対応
  - 管財課長は、委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められないと判断された場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約を締結するものとする。

2) 紙入札の場合

- ① 1) 電子入札による場合の規定を準用する。
  - ア) 1) ⑤により入札を執行した場合は、入札参加者全員に対し、第1回の入札に際し見積内訳書の提出を要請し、入念に審査するものとする。
  - イ) 見積内訳書の審査において、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、直ちに入札の執行を取り止め、1-1) ⑤の手続により対応するものとする。
- ②一般競争入札の場合の留意点
  - 一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないために、入札日において入札に参加するため入札会場に集まった者を対象として1) ②以下に従い対応するものとすること。

## 2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続きによることが適切か否かを判断するものとする。なお、手続の各段階においては、1の各段階における手続に準じて慎重に進めるものとする。

### 1) 契約（仮契約を含む。以下同じ。）締結以前の場合（談合情報対応フロー図2）

- ① 委員会への報告及び審議
- ② 事情聴取
- ③ 委員会の審議
- ④ 談合の事実があったと認められる証拠を得たと判断された場合の対応

管財課長は、委員会の審議の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たと判断された場合には、小松市入札心得第7条第6号の規定により、入札が無効であったことを入札参加者全員に通知し、その旨を公正取引委員会等へ通報するものとする。

#### ⑤ 談合の事実があったと認められる証拠が得られないと判断された場合の対応

管財課長は、委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められないと判断された場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約を締結するものとする。

### 2) 契約締結後の場合（談合情報対応フロー図3）

- ①委員会への報告及び審議
- ②事情聴取
- ③委員会の審議
- ④談合の事実があったと認められる証拠を得たと判断された場合の対応

事情聴取等の結果、委員会が談合の事実があったと認められる証拠を得たと判断した場合には、着工工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かについても判断する。

管財課長は、その旨を公正取引委員会等へ通報するものとする。

#### ⑤談合の事実があったと認められる証拠が得られないと判断された場合の対応

管財課長は、委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められないと判断された場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させるものとする。

## 第3 個別手続の手順等

第2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

### 1 報告書

管財課長は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を別記様式1の報告書にまとめること。

### 2 事情聴取の方法等

(1) 事情聴取は、管財課長等複数の職員により行うこと。

また、事情聴取の相手は代表者又は会社の役員等責任ある立場の者を対象に行うこと。

(2) 事情聴取は、別記様式2を参考とし、一社ずつ個別に聴き取りを行うこと。

### 3 誓約書の提出等

(1) 誓約書については、公正取引委員会へ提出しても異議のない旨を含めて、別紙1を参考に自主的に提出させること。

(2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合には、次の注意事項を読み上げること。

① 本件の入札について談合があったとの通報があったが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、厳正に入札すること。

② 入札執行後談合の事実が明らかになった場合には、小松市入札心得第7条第6号の規定により入札を無効とする。

#### 4 公正取引委員会等への通報等

(1) 明らかに談合の事実がある証拠を得たものについては、公正取引委員会及び警察へ通報する。談合の事実があったと認められないが極めて疑わしいと判断されたものについては、公正取引委員会へ通報する。

(2) 公正取引委員会等への通報は、別記様式3を参考に、談合の事実を証明する証拠を添付して行うものとする。

なお、通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は提出した資料の範囲での的確な対応ができるよう内容について整理しておくこと。

(3) 公正取引委員会への通報は、情報の内容、事情聴取書、誓約書、入札調書の写し等を入札終了後にまとめて送付するものとする。

#### 附 則

このマニュアルは、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

このマニュアルは、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

このマニュアルは、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 小松市の施工区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 小松市及び市関係公社等の発注する建設工事等（以下「市工事等」という。）の契約にかかる一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内
(過失による粗雑工事)	
2 市工事等の施工にあたり、過失により市工事等を粗雑にしたと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときは除く。）	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内
3 前号に掲げる以外の建設工事等（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により一般工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内
(契約違反)	
4 第2号に掲げる場合のほか、市工事等の施工に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内
(公衆損害事故)	
5 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内
6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内

措置要件	期間
(工事関係者事故) 7 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められたとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内
8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄) 1 次のア、イ又はウに掲げる者が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った日から 4ヵ月以上 12ヵ月以内 3ヵ月以上 9ヵ月以内 2ヵ月以上 6ヵ月以内

措置要件	期間
2 次のア、イ又はウに掲げる者が石川県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内
イ 一般役員等	2ヵ月以上6ヵ月以内
ウ 使用人	1ヵ月以上3ヵ月以内
3 次のア又はイに掲げる者が石川県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内
イ 一般役員等	1ヵ月以上3ヵ月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内において業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内
5 市工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	3ヵ月以上12ヵ月以内
6 第4号に掲げる区域外において、他の公共機関と締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	刑事告発を知った日から 1ヵ月以上9ヵ月以内
(競争入札妨害又は談合)	
7 次のア又はイに掲げる者が、石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内の他の公共機関の工事に関し、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から

措置要件	期間
ア 代表役員等	3カ月以上12カ月以内
イ 一般役員等又は使用人	2カ月以上12カ月以内
8 次のア又はイに掲げる者が、市工事等に関し、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	4カ月以上12カ月以内
イ 一般役員等又は使用人	3カ月以上12カ月以内
9 次のア又はイに掲げる者が、第7号に掲げる区域外の他の公共機関の工事に関し、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア 代表役員等	3カ月以上12カ月以内
イ 一般役員等	1カ月以上12カ月以内
(暴力団関係者)	
10 次の各号のいずれかに該当するものとして、石川県警察本部から回答及び通知があり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
ア 有資格業者である役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。	6カ月以上24カ月以内 ※ただし、当該指名停止期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで(以下同じ。)
イ 暴力団関係者が有資格業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。	6カ月以上24カ月以内
ウ 有資格業者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していていると認められるとき。	2カ月以上12カ月以内
エ 有資格業者の役員等が、暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的	2カ月以上12カ月以内

措置要件	期間
に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	
オ 有資格業者の役員等が暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 (建設業法違反行為)	2ヵ月以上12ヵ月以内 当該認定をした日から
11 市工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2ヵ月以上9ヵ月以内
12 石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内において建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	1ヵ月以上9ヵ月以内
(不正又は不誠実な行為)	当該認定をした日から
13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1ヵ月以上 9ヵ月以内
14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1ヵ月以上 9ヵ月以内
15 別表第1及び前各号にかかわらず特別の理由があると認められるとき。	必要と認める期間